

生徒心得

本校生徒としての誇りと責任を自覚し、健全な心身を養うよう努力するため、特に次の事項を守らなければならない。

1 礼儀・態度・容姿

礼は人間関係の根幹をなすものである。そして、社会の一員であることを自覚し、法律や社会規範を遵守すること。

- (1) 常に礼儀正しく、互いに敬愛の念をもって挨拶しよう。
- (2) 言葉づかいは正しく、ていねいに。
- (3) 男女間の交際は礼儀正しく、健全明朗であるようにしよう。
- (4) 飲酒・喫煙・暴力行為・不正行為は厳禁する。
- (5) 頭髪は高校生として好ましい髪形とし、パーマ・脱色・着色など学校生活において不必要な加工をしないこと。また、装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）を身につけないこと。
- (6) 化粧については禁止する。（ファンデーション、アイシャドー、マスカラ、マニキュア、口紅等）

2 校内生活

校内は常に学習に適する環境が保持されるよう規律を守り、清潔・整頓に留意しよう。

- (1) 登校後の外出は、必ず学級担任の許可を得ること。
- (2) 遅刻・早退の場合は、学級担任に届け出る
- こと。
- (3) 病気・事故等止むを得ず欠席する場合は、理由を学級担任に届け、無断で欠席してはならない。
- (4) 定められた時間に、登下校すること。
ア 登校時間
8時45分までに登校すること。
イ 最終下校時間 17時
(部活動等を行う場合 完全下校 18時30分)
- (5) スマホなど機器類の使用は定められた時間及び場所を厳守すること。
- (6) 所持品は必ず記名すること。
- (7) あらゆる刊行物、諸種の掲示、文書の配布または金品の募集等をしようとするときは、事前に係の先生に申し出て許可を得ること。
- (8) 考査1週間前から終了までは教務室や教科準備室等の入室はできない。

3 校外生活

生徒一人一人が本校を代表しているという自覚に立ち、白根高校の名誉を傷つけぬよう行動すること。

- (1) 登下校・学校行事に参加する場合等には、学校で定められた服装であること。

- (2) 外泊する場合は、保護者の許可を得なければならない。

4 交通安全規定

この規定は交通道德の高揚と交通安全教育のために作成されたものであり、校内外を問わず適用するものである。

- (1) 歩行について正しい歩行ルールを守る。
- ・歩道あるいは道路の右側端をひろがらないで歩行する。
 - ・正しい横断をし、常に安全確認をする。
- (2) 自転車について
- 通学、その他自転車使用時は道路交通法及びマナーを守ること。
- ア 通学のため自転車を使用する生徒は学級担任及び生徒指導部交通係（以下交通係）に届け出て、係から所定のステッカーを受けとり自転車に貼付すること。
- イ 安全のために正しい乗り方をし、日常の点検を充分にすること。
- ウ 点検では、特にハンドル、ブレーキ、ライトなどを注意する。
- エ 自転車は軽車両として位置づけられており、以下の項目を遵守する。
- (ア) 車道通行が原則で歩道の通行は例外である。
- (イ) 車道の走行は左側を通行する。

(ウ) 歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行する。

オ 登校後は所定の場所に置き、施錠を確実にすること。

5 原付バイク及び自動車免許について

(1) 原付バイク免許について

ア 免許取得は1学年終了時終業式以降とする。

イ 免許取得は春休みまたは夏休みのみとする。

ウ 免許取得後、速やかに取得届を提出する。

(2) 原付バイクによる通学は保護者の願（通学許可願）によって審議し許可する。

但し、学校より6km未満の通学距離にあるものは許可しない。

(3) 通学に使用する排気量は50cc未満とする。 規定外の二輪車の使用は厳禁する。

(4) 乗車においては、必ずヘルメット（フルフェイス型またはジェット型）を着用し、女子のスカートによる運転はなるべく避けること。

(5) 冬季間のバイク乗車を禁止する。

(6) 在校中、自動二輪（排気量50ccを超えるもの）の車の免許取得を禁止する。

(7) 原付バイクの貸し借りは厳禁する。

(8) 乗車時には、ブレーキ、ライト関係、空気圧などの点検を行うこと。

(9) 無免許運転、あるいはその幫助を絶対にし

ないこと。

- (10) 休業日等でもバイクの遠乗りはなるべく避けること。
- (11) 自動車免許について
 - ア 自動車免許取得は3年1学期終了以降とする。
 - イ 「自動車学校入学予定申告書」及び「自動車免許取得届」を提出すること。
- (12) 自動車の運転・購入は在学中は禁止する。

6 願い・届け・手続き

次の場合はすみやかに学校に届け出て、許可を必要とするものは、所定の手続を経て許可を得ること。

☆（願い）

- (1) 原付バイク・自動車の免許証を取得したい者は、免許取得願いまたは自動車学校入学許可願いを提出し、許可を得ること。
- (2) アルバイトをするとき。
- (3) 下宿をするとき。

☆（届け）

- (1) 学校で定められた服装を欠くときは、担任に申し出て、許可を得ること。
- (2) 早退・外出する場合は、学級担任に早退・外出許可証を提出し、許可を得ること。
- (3) 公共物を破損したとき。
- (4) 物品を紛失したとき。

- (5) 拾得物のあったとき。
- (6) 本人及び家族が法定伝染病及びウイルス感染などにかかったとき。
- (7) 本人及び家族が不慮の災難にあったとき。
- (8) 住所を変更したとき。

☆（手続き）

- (1) 証明書、学生割引証等の発行の請求は前日または遅くともその日の午前中に手続きをすること。
- (2) 休業日は原則として校舎・校庭の使用をしてはならない。

7 アルバイトについて

- (1) 長期休業中のアルバイト

- ア 夏休みは20日、冬休み・春休みは10日を超えない。

- イ アルバイトをする場合には必ず担任に届け出て指導を受け、アルバイト許可願を提出する。

- ウ 危険な作業を伴うアルバイト、酒類を扱うアルバイト、及び、夜8時以降に及ぶアルバイトは行わない。

- (2) 長期休業以外のアルバイト

- 原則として、禁止する。但し、家庭の事情等で止むを得ない場合は、必ず担任に申し出ること。成績・勤務内容等を生徒指導部で検討し、許可することがある。

服 装 規 定

服装は清潔・端正を旨とし、次の通りとする。

[男子制服について]

上着・スラックス・ネクタイ・カーディガンは所定のもの(「入学準備の手引き」に記載)を着用すること。但し、カーディガンは着用しなくともよい。ワイシャツは白とし、ポリエステルと綿の混紡のものとする。ボタンダウンのシャツは不可とする。

[夏期の服装]6月1日～9月30日の期間を原則とする。

- ・上着・ネクタイは着用しなくともよい。
- ・ワイシャツは白とし、ポリエステルと綿の混紡のものとする。ボタンダウンのシャツは不可とする。

[女子制服について]

上着・スカートまたはスラックス・ネクタイ・カーディガンは所定のもの(「入学準備の手引き」に記載)を着用すること。但し、カーディガンは着用しなくともよい。ワイシャツは白とし、ポリエステルと綿の混紡のものとする。ボタンダウンのシャツ、及びダーツ(布の一部をつまんで縫い消したもの)入りのシャツは不可とする。なお、スカート丈に関しては、ひざが隠れる長さとする。但し、下限はひざ下5cmとする。

[夏期の服装]

- ・上着・ネクタイは着用しなくともよい。
- ・ワイシャツは白とし、ポリエステルと綿の混紡のものとする。ボタンダウンのシャツ、及

びダーツ（布の一部をつまんで縫い消したもの）入りのシャツは不可とする。

[移行期間]

5月下旬～6月上旬 } までを移行期間とし、夏期
9月下旬～10月上旬 }
及び冬期のいずれの型でもよいものとする。

[外 套]

華美でないものを、きちんと着用する。

[履 物]

通学には靴を用いる。校内では本校指定の運動靴を用い、屋外運動用と区別する。

スリッパ、サンダルは禁止する。但し止むを得ない場合は、異装届けを出して許可を得る。

生徒心得および服装規定の改正は代議員会が発議し、全会員の3分の2以上の出席の総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。また、可決された事項は、生徒指導部をへて、学校長の承認を得て成立する

